

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 国際チャート株式会社  
代表者名 代表取締役社長 勝部泰弘  
(コード番号：3956)  
問合せ先 執行役員経営企画センター長  
川 澄 洋 一  
電 話 048-728-8169

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 50 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 8 条第 2 項の单元未満株券不発行に関する規定、第 9 条の実質株主及び実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第 11 条(株式取扱規程)に「株主権行使の手続きその他」の文言を追加するものであります。
- (3) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 10 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (4) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は、100 株とする。  <u>②当社は、前項の規定にかかわらず、单元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 9 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。                  ②前項に定めるほか、必要があるときには、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。                  ②当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。                  ③当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の单元株式数は、100 株とする。                  &lt; 削 除 &gt;</p> <p>(基準日)</p> <p>第 8 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。                  ②前項に定めるほか、必要があるときには、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。                  ②当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。                  ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>その手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 <u>12</u> 条～第 <u>35</u> 条 &lt;条文記載省略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>11</u> 条～第 <u>34</u> 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせし、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>なお、本附則は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除するものとする。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 19 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 19 日（予定）

以上